

不動産の購入や賃貸等をご検討のみなさまへ

同和地区に関する質問には お答えできません

宅地建物取引業者は、取引の対象となる物件が同和地区にあるか、校区に含むかどうかなど、同和地区に関する質問に回答しなくても、宅地建物取引業法第47条第1項に違反しません。



～人権文化に満たされたまちづくり～

現在もなお部落差別が存在するとして、平成28年に部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。私たち一人ひとりが、人権を身近な問題として考え、正しく理解し行動することが大切です。



南あわじ市